

2020 年 9 月 9 日

図書館関係の権利制限見直しについて

公益社団法人 日本文藝家協会
著作権管理部 長尾玲子**入手困難な書籍**

「入手困難な書籍」を拡大解釈される恐れを危惧します。内容を明確化することが必須です。

もともと発行部数のわずかな地誌などを除き、最近の文藝出版物の多くは、紙の本と同時、またはわずかなタイムラグで電子書籍としても出版されています。過去作品についても多くが電子化されています。現在、電子化されていない文庫なども大手版元での「読めない本をなくす」ことを目途とした電子化が複数社で進んでいます。出版界では、在庫をかかえることのリスクが意識されるようになり、紙の本が絶版になることは多くなっていますが、電子書籍はそのまま販売されることがほとんどで、厳密な意味で「絶版」という概念が成立しない状況となっています。

また、Amazonなどのサイト、各古書店でもネット販売を実施しており、古書店を回って探すという手間を省いて、入手することが容易です。

つまり、文藝分野では紙の本が絶版となっても流通市場では簡単に入手できるようになっており、「入手困難」という状況も生じにくくなっています

複製

現在、可能となっている図書館でのコピーを、快く思わない著作権者も多く、配信されたデータが、転送、プリントアウトされる可能性がある送信形態でないことを担保しなければ、著作権者に不利益になることは自明の理です。また、文藝書の場合、1作品が1冊ではなく、短編集、アンソロジーなどがあり、これらを1冊の一部分とみなして送信した場合、1作品全文ダウンロード可能であると、利用者の下で短編集、アンソロジーが容易に作られます。

結論

現在のコロナ禍による図書館の閉館、遠距離、病気等の理由により当該書籍資料を利用するために図書館に赴くことが困難な利用者に、ID等を付与して限定的に送信するなどの方法をとるべきと思われます。

また、著作権者の中には電子化を認めない方もいらっしゃることから、オプトアウトの意思表示ができない権利制限は望ましくないと考えます。

上記の状況をかんがみ、国立国会図書館での出版社や権利者をまじえて定期協議の活用で、緊急事態には対応が十分可能と考えます。